

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	八東3地区 (日下部、安井宿、小別府、新興寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、水稻を中心に果樹(柿、梨)栽培が盛んな地域である。水稻を中心に20ha以上の経営を行っている個人認定農業者や他地域の法人認定農業者を中心に約25%の農地が担い手により集積されている。担い手以外においても水稻を中心に経営面積10ha以上1人、3ha程度2人と大規模に営農を展開する農家もある。また、機械共同利用型集落営農組織を構成し地域で水稻栽培を継続させる取組を実施している集落もある。果樹栽培においては2人の担い手を中心に梨、柿の栽培が行われており、畑や水田転作で約20haの果樹が栽培されている。

農地の利用状況は上記のとおりであるが、地域における農家の約35%が70歳以上となっており、後継者のいない農家も多くあるため、今後離農者が増大する事が想定される。水稻作付圃場においては、地域内担い手が今後も更なる集積意向を示しているため担い手への集積が進む事が想定されるが、果樹農家においては後継者不足が課題である。

また、本地域においては全集落が多面的機能交付金支払制度を活用し、2集落で中山間地域直接支払交付金制度を活用しており、今後も本事業活用の継続を推進していく。

※地域内における主な栽培品目:水稻71.5ha、果樹20.4ha、野菜・花等6.8ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、水稻を中心に果樹(柿、梨)栽培が盛んな地域であり、今後も、水稻、果樹を中心に営農が展開されていく見込みである。

水稻栽培においては今後も規模拡大意向を示している担い手や個人農家もあるため、農家同士の話し合いにより農地利用調整を行い農地中間管理事業を活用し担い手等へ集積集約を進めていく。

また、機械共同利用型集落営農組織については、後継者育成を進めると共に、機械導入補助などの支援により今後の活動継続に向けた取組が必要である。

果樹については、後継者不足により栽培面積は減少していく事が想定されるが、広く新規就農者を募り、令和6年度からの新規事業であるトレーニングファーム事業を活用し果樹栽培後継者の育成に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理事業を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・日下部集落内の受益面積4.2haを賄う農業用ため池(椎ヶ谷口堤)の老朽化に伴い県営地域ため池総合整備事業の活用により改修工事を予定している。(令和8年度以降)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体を実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
 ②本地域内における水稻栽培農家2人が減農薬・化学肥料削減に取り組み環境保全型農業直接支払交付金制度を活用している。
 ③本地域の担い手においてドローンや直進アシスト付きトラクターの導入によるスマート農業の実践を行っている。
 ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。